

ウクライナ避難民採用企業支援金Q & A

(令和4年7月12日現在)

1 支給対象事業者（支給要領第2関係）について

- Q1-1 県外に本社がある場合、県内の事業所長等から請求してもよいのか？
- Q1-2 法人税法別表第一に規定する公共法人（土地改良区、土地改良区連合及び土地区画整理組合を除く。）とは？
- Q1-3 ウクライナから避難されたことについて、どのように確認するのか？
- Q1-4 ウクライナから避難された方の在留資格や在留期間はどのように確認するのか？
- Q1-5 令和4年4月1日以降令和5年1月31日までの期間において、労働者として採用したとあるが、具体的な運用は？
- Q1-6 なぜ週20時間以上の雇用が必要なのか。
- Q1-7 1か月の雇用の事実はどのように確認するのか。
- Q1-8 個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者とあるが、支給対象事業者が個人事業者の場合はどうなるのか？
- Q1-9 その他支援金の支給が適当でないとし事が認める者でないこととあるが、具体的にどのような場合か？

2 支援金の請求（支給要領第4関係）について

- Q2-1 令和4年4月1日以降に採用した者がいるが、数日間で離職した場合は、請求できないのか？
- Q2-2 1か月雇用した後、支援金を請求する前に退職した場合には、支援金は請求できないのか？
- Q2-3 1社（事業所）につき、請求金額（支援金対象者の数）に上限はあるのか？
- Q2-4 支援金は、1回しか請求できないのか？

- Q 2 - 5 前の職場を1ヶ月以上勤務した後に退職したウクライナ避難民の方を採用したが、支援金は請求できないか？
- Q 2 - 6 支援金の請求をするときは、関係書類を令和5年3月6日までに提出しなければならないとあるが、具体的な取扱いは？
- Q 2 - 7 振込先の金融機関の口座情報が確認できる書類とは？
- Q 2 - 8 請求書提出後、支援金が振り込まれるまでの期間はどれくらいか？
- Q 2 - 9 請求にあたり、委任状が必要になるのはどのような場合か？
- Q 2 - 10 国の「特定求職者雇用開発助成金」又は「トライアル雇用助成金」との併用は可能か？

1 支給対象事業者（支給要領第2関係）について

Q1-1 県外に本社がある場合、県内の事業所長等から請求してもよいか？

代理請求は可能です。

ただし、法人の代表者（代表取締役、理事長等）が請求し、口座名義が支店長等（支店長、園長、施設長等）である場合は、委任状が必要です。

※ 法人の支店長等（支店長、園長、施設長等）が請求し、口座名義が法人の代表者（代表取締役、理事長等）である場合は、委任状は不要です。

Q1-2 法人税法別表第一に規定する公共法人（土地改良区、土地改良区連合及び土地区画整理組合を除く。）とは？

- ・ 沖縄振興開発金融公庫
- ・ 株式会社日本政策金融公庫
- ・ 国立大学法人
- ・ 水害予防組合
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 地方公共団体金融機構
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 地方道路公社
- ・ 独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）
- ・ 土地開発公社
- ・ 日本司法支援センター
- ・ 日本年金機構
- ・ 株式会社国際協力銀行
- ・ 港務局
- ・ 社会保険診療報酬支払基金
- ・ 水害予防組合連合
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公共団体情報システム機構
- ・ 地方税共同機構
- ・ 地方独立行政法人
- ・ 日本下水道事業団
- ・ 日本中央競馬会
- ・ 日本放送協会

Q1-3 ウクライナから避難された方であることについて、どのように確認するのか？

出入国在留管理庁発行の「ウクライナ避難民であることの証明書」の写しを提出いただくことにより行います。

Q1-4 ウクライナから避難された方の在留資格や在留期間は、どのように確認するのか？

在留カードの写しや旅券（パスポート）の写しを提出いただくことにより行います。

Q 1 - 5 令和4年4月1日以降令和5年1月31日までの期間において、労働者として採用したとあるが、具体的な運用は？

ウクライナ避難民の方を労働者（週20時間以上の雇用契約。正規・非正規を問わない）として雇用する契約を令和4年4月1日以降令和5年1月31日までに締結し、1か月以上雇用した場合とします。

Q 1 - 6 なぜ週20時間以上の雇用が必要なのか。

国と日本財団による生活費の支援があるものの、就労を通じてより自立した生活を送っていただくためには、ある程度の就労時間が必要であると考えます。

そのため、雇用保険の適用となる週20時間以上を条件としています。

ただし、様々な雇用形態のニーズがあると考えられますので、多くの方に利用していただけるよう、正規雇用、非正規雇用は問わないこととしています。

Q 1 - 7 1か月の雇用の事実はどのように確認するのか。

雇用の事実の確認は、ハローワーク（公共職業安定所）が事業主からの請求により提供する「事業所別被保険者台帳の写し」または事業者が保管する賃金台帳や出勤簿の写しにより行います。

Q 1 - 8 個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者とあるが、支給対象事業者が個人事業者の場合はどうなるのか？

個人事業者の場合は、この要件は不要です。

誓約書（別記様式第2号）の該当項目にチェックする必要はありません。

Q 1 - 9 その他支援金の支給が適当でないと知事が認める者でないこととあるが、具体的にどのような場合か？

対象事業者の重大な法令違反の事実が判明した場合や対象事業者側の都合により支給対象者が離職したことが判明した場合などを想定しています。

2 支援金の請求（支給要領第4関係）について

Q2-1 令和4年4月1日以降に採用した者がいるが、数日間で離職した場合は、請求できないのか？

1か月以上継続して雇用した方のみ支援金の対象となります。

Q2-2 1か月勤務した後、支援金を請求する前に退職した場合には、支援金は請求できないのか？

避難民の採用に要する初期費用にあてていただくための支援金であるため、退職後でも請求可能です。ただし、請求期限がありますので、お早めの請求をお願いいたします。

Q2-3 1社（事業所）につき、請求金額（支援金対象者の数）に上限はあるのか？

支援金の額に上限はありません。

Q2-4 支援金は、1回しか請求できないのか？

支援金の請求可能期間内であって、異なるウクライナ避難民の方を採用し、要件を満たす場合には、その都度請求することができます。

Q2-5 前の職場を1ヶ月以上勤務した後退職したウクライナ避難民の方を今回採用したが、支援金は請求できないのか？

多くのウクライナ避難民の方の就労機会の確保につながるよう、同じウクライナ避難民の方の採用につき支援金の支給は、2回目までとします。

Q2-6 支援金の請求をするときは、関係書類を令和5年3月6日までに提出しなければならないとあるが、具体的な取扱いは？

関係書類を郵送により送付する場合、令和5年3月6日（月曜日）までの消印があるものについて、受理します。

なお、支給要件が揃った場合には、お早めに請求していただきますようお願いいたします。

Q 2 - 7 振込先の金融機関の口座情報が確認できる書類とは？

金融機関名、支店等名、預金種別、口座番号、口座名義人（カタカナ）が確認できるよう通帳の写しを提出してください。

通帳がない場合は、キャッシュカードの写しやインターネットバンキングの画面を印刷したものなど、口座情報が確認できるものを提出してください。

なお、必要事項以外については、マスキングしていただいて構いません。

Q 2 - 8 請求書提出後、支援金が振り込まれるまでの期間はどれくらいか？

書類の不備がなければ、請求書受理後、1か月程度で指定口座に振り込みます。

Q 2 - 9 請求にあたり、委任状が必要になるのはどのような場合か？

法人の代表者（代表取締役、理事長等）が請求し、口座名義が支店長等（支店長、園長、施設長等）である場合は、委任状が必要です。

Q 2 - 10 国の「特定求職者雇用開発助成金」又は「トライアル雇用助成金」との併用は可能か。

可能です。